

平成27年 No.16

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

施設整備委員会の設置（平成25年規程第18号）に伴い，所要の改正を行うものである。

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年 5 月 21 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年規程第14号

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（平成12年規程第 7 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部改正について

改正理由：施設整備委員会の設置（平成 25 年規程第 18 号）に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第 3 章 施設使用の再編 (調査) 第 5 条 <u>施設整備委員会</u>（以下「委員会」という。）は、施設の有効活用の観点から全額の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 （報告及び使用再編の提言） 第 6 条 <u>委員会</u>は、前条の調査結果を学長に報告するとともに、その検討に基づき施設使用の再編を必要と判断した場合、併せて再編に係る基本方針案を作成して学長に提言するものとする。 〔省略〕 （補則） 第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>平成 27 年 5 月 21 日から施行し、平成 25 年 4 月 18 日から適用する。</u>	〔省略〕 第 3 章 施設使用の再編 (調査) 第 5 条 <u>部局長会</u>（以下「会議」という。）は、施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 （報告及び使用再編の提言） 第 6 条 <u>会議</u>は、前条の調査結果を学長に報告するとともに、その検討に基づき施設使用の再編を必要と判断した場合、併せて再編に係る基本方針案を作成して学長に提言するものとする。 〔省略〕 （補則） 第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、<u>会議</u>が別に定める。 〔省略〕